

九品官人法における郷品について

中 村 圭 爾

は し が き

一 郷品と「制九品」

二 郷品と郷里社会

む す び

註

は し が き

いわゆる九品官人法の九品が、人物評価の表現である郷品九品と、職官の等級である官品九品をふくむこと、両者は魏初に同時に成立し、不可分の関係にあること、九品官人法研究の画期となった宮崎市定氏の『九品官人法の研究―科挙前史―』（一九五六）が解明した九品官人法の制度的内容のなかでも、この事実ほど六朝史研究、とりわけ貴族制研究におおきな影響をあたえたものはない。郷品が基準となって官人の官品が決定されるというこの関係は、郷品が郷、邑、の品、第、であり、中正の評品が社会における人物の徳行によるとみられていたことを前提として、郷里社会の秩序が官僚体制のありかたを規制していることをしめすものとうけとられ、貴族制存立の根源を、王朝にはなく、

その外側にある郷党社会にみようとする貴族制研究の有力な視角の拍車となったのである。⁽¹⁾

ところが、宮崎氏は実は郷品をそのようなものと理解されていなかったようにみえる。氏は郷品を官品九品を前提としたもの、たとえば中正がある人物を二品官になりうる才徳があると判定すれば第二品と評品するというごときものと考えられた。⁽²⁾ たしかに郷品裁定の基準がどの程度の官位にふさわしいかというものであったとしても、それが郷邑で決定されるものであるかぎり、貴族の貴族としての地位は、王朝ではなくして、その外側にある郷党社会によって決定されると理解することはけっしてあやまりではない。にもかかわらず、あえて疑問をのべれば、郷品として表現される郷里社会の秩序が官僚体制のありかたを規制するとみるとき、郷品が右のようなものであれば、郷里社会の秩序を構成する原理は官僚世界、もしくは政治的体制のそれと何ら異なるものでなく、したがって郷里社会それ自体も純粹に王朝の外側にあるものと理解することが困難になるのではなからうかとおもわれる。むしろ右のような視角を發展させるばあいには、政治体制における秩序とは異質のそれを郷里社会にみだしてゆくことが必要にならう。しかしながら、このような微妙な齟齬についてはあまり注意がはられず、郷品そのものについては、郷里社会で決定される任官資格といった理解が自明の前提でありつづけたようにおもわれる。むしろ郷品と官品の関係が宮崎氏のとかれたように整然としたものでないという矢野主税氏の批判⁽³⁾や、郷品の制度的成立を魏中期の州大中正の設置の時期にみようとする越智重明氏の見解⁽⁴⁾など、宮崎氏説への疑問の提出や修正の提案はあったのであるが、右のような意味での郷品の本質にまでたちいった考察はなされなかったようにおもえる。

さらにいまひとつ重要な問題は、この郷品がそのような官品決定のためだけの機能しかもたなかったのかという点である。郷品は郷邑の品第であるから、それは郷里社会において決定される。そこで決定される郷品が、官人もしく

さらにはいまひとつ重要な問題は、この郷品がそのような官品決定のためだけの機能しかもたなかったのかという点である。郷品は郷邑の品第であるから、それは郷里社会において決定される。そこで決定される郷品が、官人もしくは

は官人候補者としてではなく、郷里社会の一構成員としての個人にとっていかなる意味をもったのか、あるいはもたなかったのか、また一品から九品までという郷品の階層的形態が郷里社会のすがたとどうかかわるのか、このような問題も従来あまり重視されなかったようにおもわれる。

本稿はあらためてこの郷品をとりあげ、郷里社会とのかかわりに重心をおいて、その本質や具体的な機能などについて若干の考察をこころみようとするものである。

一 郷品と「制九品」

周知のように九品官人法創設をしめす記事は『三国志』卷二二魏書陳羣伝にある。

及(文帝)即王位、封羣昌武亭侯、徙爲尚書、制九品、官人之法、羣所建也、

この記事の後半部分の句読にも諸説があるが、それはさておき、宮崎氏がこの九品について、後世の官制に多大の影響をのこした九品官制の創始の記事がみえないことを不可思議とし、魏晋代にみえる九品の語は従来すべて中正の評品としての九品を意味するとされてきたのに対し、この九品は官品と郷品の両者をいうとみるべきであり、ここに九品官制と郷品九品が不可分に連結して成立したと⁽⁶⁾かかれたのは周知のことである。これをうけた矢野氏はさらにすすんで、この九品を官品九品のみ限定している。⁽⁷⁾

ところで、この『三国志』陳羣伝にみえる九品官人法創設というできごとは、別の晋代の文献につきのようにあらわれる。ひとつは『太平御覧』卷二六五引『傅子』(『文選』卷五〇恩倖伝論李注、『北堂書鈔』卷七三引『傅子』略同)に、

魏司空陳群始立九品之制、郡置中正、平次人才之高下、各爲輩目、州置都、而摠其議、

とあるもの、いまひとつは、『太平御覽』卷二一四引『晋陽秋』（『初学記』卷一一引同）に、

陳羣爲吏部尚書、制九格登用、皆由於中正、考之簿世、然後授任、

とあるものである。⁽⁸⁾

おなじ事件をのべながら、この両者には決定的な差がある。『傅子』のいうのは人才の高下の評次であるから、これはまさしく郷品を重点においた制度をのべているとみられるのにたいし、『晋陽秋』のばあいにはむしろ郷品評定よりも、官吏登用と銓選の方法を中心に行っていることがあきらかであろう。そしてこの差は『傅子』『晋陽秋』いずれが正確かという問題ではなく、陳羣の創制がこの両者を包含するものであり、この両者はそれぞれその一面を強調して記述したものとみるべきであろう。

そうすると、『傅子』のいう「九品之制」が陳羣伝の「制九品」に、『晋陽秋』にいう「九格登用」がおなじく陳羣伝の「官人之法」にあたることはまちがいなからう。こう考えると、陳羣伝の九品はやはり主として人物評価たる郷品のことをいっていると解釈せざるをえない。すくなくとも晋代人はそう理解していたはずである。

一方の官品九品の方は、当然あたらしい方式の官吏任用の際に問題となるのであるから、「官人之法」の部分にふくまれるはずである。つまり官品九品を何らかの基準とした官吏登用と銓選ということになる。それは『晋陽秋』が「九格登用」と表現することからも推測できよう。なおまたこの「九格登用」という表現は、李重が施行を主張した「選例九等」（『晋書』卷四六本伝）や、劉頌が建策したという「九班之制」⁽⁹⁾（同卷四六本伝）といった官吏登用、銓選の一方式との名称上の類似が注目されるところである。これは単にそれだけにとどまらず、九品官制の構造そのも

のにもかかわる問題とみられるが、本稿ではこれ以上論及する余裕がないので、詳細は別の機会をまちたい。

さて、陳羣伝にみえる九品がやはり郷品九品のことであるとすると、この郷品九品の基本的性格、およびそもそも「制九品」の意味するところはなにかをつきに問題にするべきであろう。

はじめにふれたように、宮崎氏はこの郷品を官品を前提としたものと理解された。その見解を提示するにあたって、氏は従来の郷品と官品とはほとんど無関係のものとしたり、郷品が官品へと拡大するとしたりする見解を排除された。⁽¹⁰⁾このうち後者、つまり郷品九品が官界に拡大したというのは岡崎文夫氏の説である。⁽¹¹⁾岡崎氏は「人物を九等に次第する法先づ存し」と理解されたが、その人物九等の本質については、「漢末人物を品題する習慣がやがて九品を以て人物を甄別する法に進展する」という王鳴盛『十七史商榷』の説を支持され、また『孫楚集』（『太平御覽』卷二六五引）にみえる説にしたがい、九品は班固の古今人表の甄別法を採用したとのべられるにとどまった。漢末人士品題の風とは、『後漢書』列伝第五八許劭伝に、

初劭與（許）靖俱有高名、好共覈論鄉黨人物、每月輒更其品題、故汝南俗有月旦評焉、

とあるいわゆる月旦評の品題のことである。

この郷品の性格にきわめて卓抜な見解を呈示されたのは堀敏一氏であった。⁽¹²⁾氏は『後漢書』列伝第六四下劉表伝に、

及（曹）操軍到襄陽、（劉）琮舉州請降、劉備奔夏口、操以琮爲青州刺史、封列侯、蒯越等侯者十五人、及釋（韓）嵩之囚、以其名重、甚加禮待、使條品州人優劣、皆擢而用之、

とあり、『三国志』卷五四吳書魯肅伝に、

會（孫）權得曹公欲東之問、與諸將議、皆勸權迎之、……肅對曰、向察衆人之議、專欲誤將軍、不足與圖大事、今肅可迎操耳、

九品官人法における郷品について

如將軍、不可也、何以言之、今肅迎操、操當以肅還付郷黨、品其名位、猶不失下曹從事、乘犢車、從吏卒、交游士林、累官故不失州郡也、將軍迎操、欲安所歸、願早定大計、莫用衆人之議也、

とあるのに留意され、後漢末郷党社会では人物を「品」し、それによって官僚に登用することが普通に考えられていたとされた。氏はこのように郷品を郷党での任官のための人物等級づけの伝統からうまれたものとみなされたが、この郷党社会では上流豪族が郷論を掌握し、この郷論が郷品を決定するのであるから、郷品は上流豪族を頂点における現実の郷党社会における社会的秩序を表現するものとみなしておられるようである。

堀氏の見解は説得的である。たしかに、有名な劉毅の「上品無寒門、下品無勢族」（『晋書』卷四五本伝）ということばをはじめ、郷品が現実には有力者の掌握するところとなっていたことをしめす記事はおおい。しかしながら、現実にはそうであったとしても、郷品はたして郷里社会の現実的な、換言すれば経済的、社会的な秩序を反映するだけのものであったろうか。

九品官人法はその施行後三十年あまりをへた魏中期にははやくもその弊害を主張する議者があらわれたが、その後⁽¹³⁾も弊害論者は跡をたたなかった。代表的なものをあげれば、李重（『晋書』卷四六）、衛瓘（同卷三六）、劉毅（同卷四五）たちである。いずれも西晋期にのべられたかれらの主張の内容はさまざまであったが、そのなかに、郷品そのものが本来のあるべき人物評価のすがたをうしなっているという趣旨のものがある。右にあげた劉毅のことばもそのような意味であるし、段灼（『晋書』卷四八）もおなじようなことをいっているが、なかでも衛瓘のつぎのようなことは注目される。⁽¹⁴⁾

其始造也、郷邑清議、不拘爵位、褒貶所加、足爲勸勵、猶有郷論餘風、中間漸染、遂計資定品、使天下觀望、唯以居位爲貴、人

棄德而忽道業、爭多少於錐刀之末、傷損風俗、其弊不細、

これは中正の評品のありかたを批判しているのにちがいないのであるが、衛瓘は「計資定品」というその評品のありかたに往時の弊害をみとめるとともに、本来あるべきすがた、かつまた当初はそうあったすがたとして、爵位に拘泥せず、人士の所業の勸励ともなる褒貶のおこなわれる郷品裁定を想定していたとみなすことができよう。これは一種の理想論であったかもしれないが、衛瓘の考える評品とは爵位や父祖の官品など、いってみれば政治的世界における価値とはまったく異質の、郷里社会固有の価値観に根ざす人物評価にもとづくものであった。そして、このような郷品こそが中正の評品の本来のすがたであったのではないだろうか。つぎの例はこのような推測のひとつの傍証となるろう。『三国志』卷二三魏書常林伝注引『魏略』清介伝の吉茂の項に、

先時、國家始制九品、各使諸郡選置中正、差敍自公卿以下至于郎吏、功德材行所任、茂同郡護羌校尉王琰前數爲郡守、不名爲清白、而琰子嘉仕歷諸縣、亦復爲通人、嘉時還爲散騎郎、馮翊郡移嘉爲中正、嘉敍茂雖在上第、而狀甚下、云德優能少、茂愠曰、痛乎、我效汝父子、冠幘劫人邪、

これは九品官人法制定当時の事情をあらわす貴重な記事であるが、このなか(15)に、中正のくだす郷品と状の具体例がみられる。ここにみえる上第というのが郷品のことであることはほぼまちがいな(16)かろう。馮翊郡中正王嘉が吉茂にくだした判定は、郷品は高かったが、状は低かったのである。その状の内容は「德優能少」である。徳はあるが能力がないというのはたしかに状としては低評価にちがいないが、それでも一応、徳は優れていると評価されている。おそらくこの「德優」という状の内容が、状は低くとも上第であったという吉茂の評品と対応するのであろう。そうすると、ここで評品は徳を基準にし、状は能力を重点とするという区別がたてられていたのではないかという推測がうま

れる。

このような品と状の関係は劉毅の主張のなかにもみられる。かれはいう、

夫名狀以當才爲清、品輩以得實爲平、

またつぎのようにもいう。

今品不狀才能之所宜、而以九等爲例、以品取人、或非才能之所長、以狀取人、則爲本品之所限、

後者が本来のありかたをうしなつて弊害を生じた品と状のことなのか、それとも品と状の関係が当初からそうであったための弊害なのか、その判断はむづかしいが、先の吉茂の例を参照して、品と状が本来かならずしも対応するものではなかったための弊害をいっていると理解すれば、ここにはつきりと品が才能の表現ではなく、むしろ能力とは無関係な人格の表現であったことがしめされていよう。

また、郷品の昇降の実例をみると、郷品の退割や剝奪の起因がひとしく礼制違反であることも郷品の本来の性格をよくしめしているであろう。もちろん、実際の郷品の昇降が郷里社会における現実の勢力関係に左右された可能性をまったく否定するものではないが、⁽¹⁸⁾ そのような郷品の昇降もやはり礼制にかかわらせてのみ、正当化されるものであったと想像できる。⁽¹⁹⁾ それは、郷邑清議の掌握者が郷品裁定の場である郷邑清議の規制力を郷里社会総体におよぼすためには、かれらが有力者であればあるほど、その規制力の基本理念たる礼制的秩序に従順である必要があったというすぐれて意識的、観念的な郷邑清議の構造とも無関係ではなからう。

このようにみてくると、郷品は本質的には郷里社会における独自の秩序、しかも現実の経済的、社会的関係の総体としての秩序ではなく、むしろ多分に観念的に構成されている秩序における身分を表現するものであったといえよ

う。⁽²⁰⁾

郷品をこのように理解すれば、「制九品」とは、後漢の伝統である徳行にもとづく郷里社会独自の人物評価を郷品として制度化するものであったことになろう。このばあいの制度化とはいくつかの内容をふくむ。後漢の郷里社会における品題は、月旦評をのぞけば、その具体的内容はかならずしもあきらかになつてはいるわけではないが、たとえばその実際のひろがりかたについていえば、全国に普遍的に、かつ同一の形態でおこなわれていたものかどうかが疑問視されるし、その品第についても一品から九品までという数量的表現であったかどうかも不明である。⁽²¹⁾ また、あくまでこれは私法であるから、⁽²²⁾ その品題も制度的位置づけをうけているものではなかったらう。このような点すべてを制度化すること、すなわち、中正組織の設置と並行して、一品から九品までの品第形式と、その黄紙⁽²³⁾への登録を全国一律の制度として制定することが「制九品」の具体的内容であったとみなすことができよう。

ところで、郷品九品と「制九品」をこのように理解したばあい、ひとつの重要な問題となるのは、この「制九品」が郷里社会のありかたにとっていかなる意味をもったかであろう。はしがきでふれたように、これまで「制九品」は官制や官人法における問題としてばかりあつかわれてきた。しかしながら、以上にのべたように「制九品」が後漢の郷里社会における品題の伝統にたつ郷里社会独自の人物評価を制度化したものであり、かつそれによって郷里の人物評価が一品から九品までという階層的表現を制度としてとるようになったとすれば、かような制度化された郷品九品が郷里社会においてもつ意味やその影響は、後漢の郷里の品題とは当然異なるはずであろう。それゆえ、ここで節をあらため、「制九品」が郷里社会においてもつ意味、もしくはそれが郷里社会秩序におよぼした影響について検討してみよう。

二 郷品と郷里社会

「制九品」は郷品九品と官品九品を不可分にむすびつけた。それ以前にもたしかに郷里社会に人物を品題して、それをもとに官人登用をおこなうという発想はあった。また現実には後漢の郷举里選の一環として実施されている。ただ、そのばあいも品題はあくまで私法であったから、そのような方法は一種の慣行ではあっても、王朝の制度ではない。しかし「制九品」は結果的には郷品と官品の直結した官吏登用法とむすびついた。それは郷里社会のひとびとの郷品にたいする異様な関心をよびおこしたにちがいない。「天下訥訥、但争品位」(前掲『晋書』劉毅伝)、「人望品、求者奔競」(『文選』卷四六王文憲集序李注引『晋諸侯贊』)、「争多少於錐刀之末」(『晋書』卷三六衛瓘伝)などという状況が出現したのはいわば当然のことであったし、またそのような状況を背景にして、個人的情誼や権勢への阿諛による恣意的な郷品の与奪、さらには郷品を武器にして郷里社会に影響力をおよぼそうとする中正の動向が顕在化している。たとえば、劉毅がいうように(『晋書』本伝)、

故反違前品、大其形勢、以驅動衆人、使必歸己、進者無功以表勸、退者無惡以成懲、

といったありさまであった。こうした点は九品官人法弊害論者の一様にとくところであった。

しかし、かれら弊害論者の所説には、このような郷品への妄執や、郷品を手段にする中正の墮落といった現象のほかに、というよりはそれよりはるかに深刻な状態を憂慮する部分がふくまれている。「驅動風俗」(『晋書』李重伝)、「人棄德而忽道業」「傷損風俗」(『晋書』衛瓘伝)、「守道者困悴」(『晋書』劉毅伝)などという発言がそれである。つまり、もともと郷里社会は、道、徳によって律せられた世界であったのに、中正九品導入のあとは、風俗をそこな

い、道や徳のうしなわれた世界におちてしまったとかれらは慨嘆するのである。したがって、弊害論者が九品を廃止せよと主張するとき、それは官吏登用法をゆがめ、中正の私物と化した郷品を廃止するだけではなく、究極の目的としてかつてのあるべき世界への回帰を意識のうちにおいていたとみるべきであろう。

堀氏⁽²⁴⁾がつとに指摘されたように、弊害論者に共通したいまひとつの認識は、漢末三国初の戦乱のなかで、九品官人法が創制されたのであり、権宜の制であるというものである。それは、戦乱による郷里社会の崩壊によって、それを前提としていた郷挙里選の維持が困難になったことをいうのであると堀氏はとかれ、またその郷里社会の崩壊は共同的構造をもつ郷里社会内での豪族の発展にはじまり、戦乱の中での民衆や豪族の流亡によって決定的になったとべられる。

弊害論者がうしなわれてしまったとなげく道や徳こそは共同体的郷里社会を律する価値観であったろう。それゆえ郷里社会の変質は、なにも弊害論者たちのいうように九品が導入されたことによるのではなく、客観的には堀氏のいうような社会的な変動に起因するものとみななければならない。しかし、その郷里社会の変質の原因はさておき、弊害論者たちが否定的にしか評価しないその変質した郷里社会のありかたを郷品九品とむすびつけて認識している点は注意しておく必要がある。

では弊害論者は郷品九品のいかなる要素をもって、あるべき郷里社会のすがたをうしなわせた当のものともみなしたのであろうか。この疑問に明解をあたえるのは困難だが、あえていえばそれは郷品の「政治」的性格と階層的性格であったのではなからうか。

「政治」的性格とは、端的にいえば、郷品が郷里本来の価値観を政治体制におけるそれによって陵駕されるような

性格をもつことをいう。郷品の変質をなげく衛瓘のつぎのようなことばに注目したい。

中間漸染、遂計資定品、使天下觀望、唯以居位爲貴、

このような高位高官を貴とし、それに価値をみいだす風俗にたいする危機感が弊害論者たちの認識の底流としてある。

しかし、それ以上に問題になったのは、一品から九品までに等級づけるといふ郷品自身の階層的な性格、あるいは段差を内包する形態にあったのではなからうか。それは郷品保有者間の優劣、上下関係を発生させよう。これについてのたしかな証左をあげることができないが、さきにふれた郷品において出現した郷品獲得競争とでもいうべき現象がひとつの示唆となるものとおもわれる。つまり、このような競争は郷里社会があくまで共同体的形態をとっているときにはあらわれるはずのないものであり、したがって郷里社会の根幹にかかわる問題として知識人たちの危機感をあおったのではなからうか。当時、郷里社会を共同体的世界として強調しようとする一種の虚偽的意識が存在したとみられるが、⁽²⁵⁾それは右のような状況と対応するものであったといえよう。

このように考えると、郷品九品は本来共同体的世界としてあるはずの郷里社会に階層的秩序をもちこみ、それによって郷里社会を再編成する役割をになわされていたのではないかと推測されるのである。

では郷品九品は郷里社会のなかで現実の秩序の基準として具体的に機能したのであろうか。この点については、宮崎氏のいわゆる門地二品が注目される。⁽²⁶⁾氏によれば、門地二品とは郷品二品、六品官起家の貴族階級であり、東晋の頃にあらわれたという。つまりここには郷品二品を身分標識とする階層秩序が成立しているのである。

この郷品二品は、すでに西晋初期から特別な意味をもたされていたようにおもえる。その例を二、三あげてみよ

頃にあるとされたという。つまりここには郷品二品を身分階級とする階級秩序が成立しているのである。
この郷品二品は、すでに西晋初期から特別な意味をもたされてきたようにおもえる。その例を二、三あげてみる。
う。⁽²⁷⁾ 太康年間に劉毅を青州大中正に任命するかどうかで司徒府と尚書の対立があったとき、その青州大中正実現のためには上奏したのは「青州自二品已上光祿勳石鑒等」であった（『晋書』劉毅伝）。これは二品が特定の身分であることをものがたっている。

元康中、劉沈が燕国大中正となつて、霍原を二品にあげたが、司徒府が認可せず、論議をかさねてようやく認定された（『晋書』李重伝、同卷九四隱逸霍原伝）。これはやはり二品がきわめて重要な郷品であることを暗示している。
八王の乱のころ、豫州刺史であった解結はその属僚にむかつて、

河北白壤膏梁、何故少人士、每以三品爲中正、
とといかけたという（『晋書』卷七一陳頴伝）。これは二品が人士なる存在をあらわすひとつの基準であったことをしめすであろう。

郷品退割の具体例としてしられる李含や南陽韓氏・楊俊のばあい、いずれも二品から四品ないし五品へと郷品をさげられている。⁽²⁸⁾ これはけっして偶然のことではないであろう。おもうに、このころすでに郷品二品は特別の身分としてみとめられていたのであり、この両者はその郷品二品たる存在としてあるべからざる礼制違反をおかしたがために、その二品から郷品を退割されたということであろう。

以上の例から考えると、郷品二品は郷里社会のなかの特定身分の標識として機能していたとみなしてあやまりなからう。問題はそのような機能が二品だけではなく、三品以下のばあいにもあったかどうかである。この点についても、明証となる事例はみいだせないのであるが、いくつかの例を傍証として、推測してみよう。『太平御覧』卷二六五引『孫楚集』にはつぎのような文章がある。

九品官人法における郷品について

九品、漢氏本無、班固著漢書、序先代賢智、以爲九條、此蓋記鬼錄次第耳、而陳群依之、以品生人、又魏武拔奇、決於胸臆、收才不問階次、豈賴九品、而後得人、今可令長守爲小大中正、各自品其編戸也、

注目したいのはその末尾で、孫楚は郡県の長官を小大中正にして、その編戸を品第させよと主張する。これもまた中正のありかたへの不満からでた主張であろうが、重要なのは品第を編戸にまでおよぼすという発想である。このばあい、その品第は中正の評品よりもはるかに制度的な、換言すれば国家身分の標識のごとき性格をもつことになる。この孫楚の主張がどう処遇されたかはあきらかではないが、ここには品を郷里社会全体の秩序表現としようとする意識があるとはいえないだろうか。ここでいう編戸がどの程度のひとびとまでを包摂するものであったかは不明であるが、編戸という以上、上層階層に限定されるものでなかったことだけはたしかである。

ちなみに、これに関連して想起されるのは租調の徴収に際する「九品相通」「九品混通」などとよばれる措置である。⁽²⁹⁾この九品は従来から戸等制をしめすものと理解されている。それ自体は別に問題はないのであるが、留意したいのはその戸等制が九品という名称と形態をとっていることである。身分の現実的機能である他身分との区別を想起すれば、租調賦課の差を結果する戸等制「九品」が身分表現の一種であるとみることも可能であろう。⁽³⁰⁾この「九品」がはじめてあらわれる『晋故事』は西晋初のものとされるが、⁽³¹⁾そのところにすでにこのような「九品」があらわれていることは、当時の政治的社会的な諸秩序における階層表現として九品が一般化していることをしめすであろう。この「九品」と郷品九品がいかにかかわるかはいまのところあきらかにすることができないが、いずれのばあいも郷里社会全体を包摂する秩序の基準としてもちいられているところに共通点がある。

ところで、このように郷品を一種の郷里社会の秩序表現とみなしたばあい、もうひとつの問題は、その郷品の秩序

はいかなる存在までを包摂し、いかなる存在を排除したかという点であろう。これについて注目されるのは、『晋書』卷六四簡文三子会稽文孝王道子伝に、

于時朝政既紊、左衛領營將軍曾稽許榮上疏曰、今臺府局吏直衛武官及僕隸婢兒取母之姓者、本臧獲之徒、無鄉邑品第、皆得命議、用爲郡守縣令、

とあることであろう。台府局吏に郷品がないのは、琅邪郡吏孫秀が郷品をもとめた(『晋書』卷四三王戎伝)ことを想起させるが、孫秀の例は、吏の出身基盤である庶人にまで郷品があたえられることのあったことをしめす。ただし、それは自動的に庶人にもあたえられるというのではなく、孫秀のごとく政治体制に多少ともかかわり、積極的に希望するものにたいしてだけ、しかもかならずしも簡単にではなく、あたえられるものであり、一般庶人は郷品授与の対象内ではあっても、現実には無品であったとみるべきであろう。

右の記事でそれよりも重要なのは、郷品なきものと臧獲之徒が等置されていることである。臧獲之徒とは一般には奴婢を意味する。したがってこれは郷品の有無が庶人と奴婢の身分制、もしくは良賤制とかかわるものでもあったということになる。この問題は、しかし、いまこれ以上分析をすすめる用意がないので、論議を断念せねばならないが、右の事実からは、郷品とは郷里社会の正当の構成員たるの標識であったという推測も可能になるのではないだろうか。なぜなら、奴婢は郷里社会の構成員としてみとめられていなかったとみられるからである。

推論のうえに推論をかさねる議論になってしまったが、以上のような考察によれば、郷品は郷里社会における一種の身分表現としてあったということになる。それは崩壊した郷里社会の再編成のために導入されたものであり、それによって構成される身分秩序は階層的形態をとっていた。郷品は単なる任官資格としてあるだけでなく、なにより

もまず郷里社会の秩序の基準としてあったのである。

むすび

以上の考察の要点はつぎのようなものである。まず第一に、魏初に陳羣が制定したといわれる郷品九品は、従来いわれるように個人の才能を官位を基準にして等級づけたものでも、郷里社会の豪族を頂点にした現実的な階層秩序の表現でもなく、郷里社会本来の価値観としてある礼制にもとづく人物評価であること、陳羣の「制九品」とは、そのような人物評価を制度化したことであると主張した。

第二に、そのような郷品は、単に任官資格としてあったのではなく、郷里社会における身分の表現としても機能しており、したがって、郷品九品の制定は郷品によるあらたな、そして階層的形態をとる郷里社会の身分秩序の成立を結果したと推論した。

従来、九品官人法の研究は、宮崎市定氏の大著が「科挙前史」という副題をもつことに象徴されるように、官吏登用制度の側面ばかりが注目されてきた。宮崎氏の研究がそればかりでなく、貴族、門地二品、士庶、吏胥といった身分制にかかわる重要な問題への言及をふくんでいるにもかかわらず、この側面についてはそれほど論議が深化されたとはおもえない。しかし、そのような六朝社会に固有の身分が九品官人法と不可分の関係にあることは否定のしようがないのであるから、九品官人法の歴史的意味はこの身分制の側面でもあらためて検討さるべきであろう。そして、その際のもっとも核心的な問題となるのが「品」の秩序であることはいうまでもなからう。

本稿はこのような意味から、九品官人法の身分制史上の歴史的意義について展望しようとした一試論である。した

がって、ここでとりあげた問題よりも、のこされた課題の方がはるかにおおい。なかでも重要なのは、このようにして形成された郷里社会の階層的秩序が国家の身分制、とくに専制支配の一環である一元的な良賤制なる身分制といかにかかわるのか、という問題、そして、このような社会の秩序のありかたが六朝固有の体制である貴族制とどう関係するか、という問題であろう。⁽³²⁾ 本稿の考察をもとに、このような課題を今後すこしづつ検討していきたい。

註

- (1) 谷川道雄「六朝貴族制社会の史的性格と律令体制への展開」『社会経済史学』三二—一—五、のち『中国中世社会と共同体』一九七六 参照。
- (2) 宮崎前掲著、一〇二頁。
- (3) 矢野「魏晋中正制の性格についての一考察」『史学雑誌』七二—二。
- (4) 越智「州大中正の制に関する諸問題」『史淵』九四、『魏晋南朝の貴族制』一九八二、一〇二頁。
- (5) 宮崎氏は「九品官人之法」とつづけられた(前掲著、九三頁)が、矢野氏は本文のように句読される(注③論文、および「九品の制をめぐる諸問題」『社会科学論叢』一八)。なお、越智氏ははじめ矢野氏と同様の句読であった(「九品官人法の制定について」『東洋学報』四六—二)が、『魏晋南朝の貴族制』では「九品官人之法」とつづけている(七六頁)。
- (6) 宮崎前掲著、九五頁以下。
- (7) 矢野前掲「魏晋中正制の性格についての一考察」、「九品の制をめぐる諸問題」。
- (8) 『傅子』は西晋初の人傅玄の撰、『晋陽秋』は東晋初の孫盛の撰。以下にのべる両者の差とかかわるのかもしれない。
- (9) 劉頌のこの制は施行されなかったと本伝や『晋紀』総論(『文選』卷四九)にいうが、『晋書』卷一〇六石季龍載記に、「吏部選舉、可依晉氏九班選制」とでてきて、後代の範となっている(宮崎前掲著、二〇〇頁参照)。
- (10) 宮崎前掲著、九五頁。
- (11) 岡崎「九品中正考」『南北朝に於ける社会経済制度』一九三五。
- (12) 堀「九品中正制度の成立をめぐる」『東洋文化研究所紀要』四五。

九品官人法における郷品について

(13) たとえば夏侯玄。『三国志』卷九魏書夏侯尚伝附子玄伝参照。

(14) かれは「故據上品者、非公侯之子孫、則當塗之昆弟也」という。

(15) この記事も問題がある。とくに差叙以下を、中正が「公卿以下至于郎吏」を審査したととるか、「公卿以下至于郎吏」を中正に任じたととるかで見解がわかれる。前者は宮崎氏（前掲著、一〇二頁）、堀氏（前掲論文）、矢野氏（「九品の制をめぐる諸問題」）の見解であり、後者は越智氏（「九品官人法の制定について」）のそれである。

(16) 堀前掲論文。

(17) 李含（『晋書』卷六〇李含伝、『通典』卷八八礼典四八斬縗三年）

司徒選含領始平中正、秦王東薨、含依臺儀、葬訖除喪、尚書趙浚有内寵、疾含不事己、遂奏含不應除喪、本州大中正傅祗以名義貶含、含遂被貶、退割爲五品、

中正龐騰：貶含品三等、

南陽韓氏と楊俊（『通典』卷六〇礼典二〇降服及大功未可嫁妹及女議）

晉南陽中正張輔言司徒府云、故涼州刺史楊欣女以九月二十日出赴姊喪殯、而欣息後因喪服二十六日、強嫁妹與南陽韓氏、而韓就楊家、共成婚姻、韓氏居妻喪、不顧禮義、三旬内成婚、傷化敗俗、非冠帶所行、下本品二等、第二人、今爲第四、請正黃紙、梁州中正某言、俊居姊喪嫁妹、犯禮傷義、貶爲第五品、

閻續（『晋書』卷四八本伝）

父卒、繼母不慈、續恭事彌謹、而母疾之愈甚、乃誣續盜父時金寶、訟于有司、遂被清議十餘年、續無怨色、孝謹不怠、母後意解、更移中正、乃得復品、

温嶠（『晋書』卷七八孔愉伝、『世説新語』下之下尤悔篇）

初愉爲司徒長史、以平南將軍温嶠母亡、遭亂不葬、乃不過其品、温公初受劉司空使勸進、母崔氏固駐之、嶠絕裾而去、迄於崇貴、郷品猶不過也、

(18) たとえば、『晋書』卷三三何劭伝につきのある事例。なお、堀前掲論文参照。

劭初亡、袁粲弔岐、岐辭以疾、粲獨哭而出曰、今年決下婢子品、王詮謂之曰、知死弔死、何必見生、岐前多罪、爾時不下、何公新亡、便下岐品、人謂忠正畏強易弱、粲乃止、

(18) といへば、『晋書』卷三三何劭伝に「つぎのよう」なる事例。なお、堀前掲論文参照。初亡、裴榮弔岐、岐射以疾、榮獨哭而出曰、今年決下婢子品、王詮謂之日、知死弔死、何必見生、岐前多罪、爾時不、何公斬亡、便下岐品、人謂忠正畏強易弱、榮乃止。

(19) 註(17)の李含の例はそれである。

(20) なお、『晋書』卷一〇七冉閔載記に、

閔至自蒼亭、行飲至之禮、清定九流、準才授任、儒學後門、多蒙顯進、于時翕然、方之爲魏晉之初、とあるのも、魏晉の美化があるとはいへ、当初の九品清定基準が儒学や德行にあったことをものがたる。

(21) 孫楚のいうように古今人表からとったとすれば上上から下下となる。九品制定当初の記事である前掲『魏略』清介伝の吉茂が「上第」であったのは、その影響をなおうけているためであったかもしれない。

(22) 『晋書』卷六二祖納伝。

(23) 唐長孺「九品中正制度試釈」『魏晉南北朝史論叢』一九五五。

(24) 堀前掲論文。

(25) 拙稿「『郷里』の論理—六朝貴族制社会のイデオロギー—」『東洋史研究』四一一—。

(26) 宮崎前掲著、二三三頁以下。

(27) 唐前掲論文参照。

(28) 註(17)。

(29) 凡民丁、課田、夫五十畝、收租四斛絹三疋綿三斤、…其餘租及舊調二戸三疋綿三斤、書爲公賦、九品相通、皆輸入於官、自如舊制、

其年、玄謨又令九品以上租、使貧富相通、境内莫不嗟怨、
太延元年十有二月甲申、詔曰、…若有發調、縣宰集郷邑三老計貲定課、哀多益寡、九品混通、不得縱富督貧、避強侵弱、

於是創三長之制、而上之、…著作郎傅思益進曰、民俗既異、險易不同、九品差調、爲日已久、一旦改法、恐成擾亂、

(同卷五三李冲伝)

(30) 堀敏一「中国における律令制の展開」『東アジア世界における日本古代史講座』六、一九八二 参照。

(31) 平呉直後の太康故事の一部という。守屋美都雄「晋故事について」『中国古代の家族と国家』一九六八。

(32) 国家的身分と郷里社会秩序については、西嶋定生「良賤制の性格と系譜」『史学雑誌』七九—一二 が示唆的な発言をおこなっている。また、堀敏一「身分制と中国古代社会—良賤制の見方をめぐって」『駿台史学』五〇 には、良民・奴婢身分制と貴族制、士・庶身分や品級との関連についての概括的な言及がある。

九品官人法における郷品について